

遠別町地域おこし協力隊募集要項

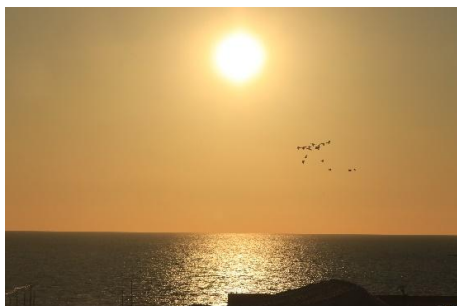
(地域プロデューサー)



令和8年4月

はじめに

遠別町は、北海道の北西部、本島最北の稚内市から日本海側沿いに約90km南下した地点に位置し、海や山に囲まれた自然豊かな地域です。近隣には利尻礼文サロベツ国立公園もあり、利尻島を背景に日本海に沈む夕日が美しい人口約2,200人の小さな町です。



産業は、一次産業が中心で農業は、日本最北の稲作地帯として「もち米」を作付けし、水稻、畑作、酪農と様々な農業形態があります。漁業は、ホタテの養殖業を主体とし、ヒラメやミズタコ、ホッキ貝なども水揚げされています。

観光分野では、道の駅「えんべつ富士見」を中心として、屋内こども遊戯場・テレワーク施設「とんがりかん」や、キャンプやパークゴルフが楽しめる「富士見ヶ丘公園」、美しい夕日を展望できる「河川公園」などが富士見地区に集中しており、そのほか「旭温泉」や「金浦原生花園」も含めて観光振興や関係交流人口増加に向けた取組みを積極的に展開していますが、思うような結果には結びついていません。



そのような中で人口も減少傾向にあり、地域活力の低下が懸念されている現状を打破するため、小さな町だからこそできることに着眼点を置き、住んでみたい・住んで良かったと思えるまちづくりを目指し、意欲ある都市地域からの人材を積極的に受け入れる等、地域活性化や魅力的なまちづくりに資する取組みが求められています。

そこで、地域の魅力や価値を積極的に発信し、地域ブランドの向上を図るため、下記募集概要のとおり「遠別町地域おこし協力隊」を募集いたします。

なお、遠別町は、平成23年度から地域おこし協力隊制度に取り組んできた実績があり、現在も協力隊修了者が地元企業や団体等で活躍しているので、実体験によるノウハウを活かし、活動に不安を感じている方をサポートできる体制が整っています。

募集概要

1. 募集人数 若干名

2. 募集対象

下記の要件をすべて満たす方とします。

- (1) 年齢が20歳以上の方
- (2) 申込時点で、3大都市圏又は都市地域（過疎法、山村振興法、離島振興法の指定地域以外）に在住し、採用後に遠別町に住民登録を移し、居住できる方
- (3) 心身ともに健康で、誠実に職務ができる方
- (4) 任用終了後に起業又は就業をして遠別町に定住する意欲のある方
- (5) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方
- (6) パソコンの一般的な操作ができ、SNS等を活用した情報発信ができる方
- (7) 地域住民やNPO法人などの関係機関と協力しながら、地域を元気にするために精力的に活動できる方

3. 勤務地

原則、遠別町移住交流支援センター「ぴーぷる」及び同町内一円

4. 業務概要

- (1) 基本活動
 - ・ NPO法人「えんおこ」が受託している地域活性化業務（情報発信、イベント活動、移住交流事業、学校教育情報化支援、IP告知運用支援等）及び学力向上支援、遠農活性化プロジェクト支援
 - ・ SNSや動画等を活用した観光・地域情報の発信
- (2) 地域おこし活動
 - ・ 地域の課題や困りごとなどの把握
 - ・ 地域ニーズの解決に向けての活動
- (3) その他
 - ・ 隊員の個性を活かした地域振興活動



北海道遠別農業高等学校



町マスコットキャラクター モモちゃん

5. 勤務時間

- (1) 勤務日数 週5日
- (2) 勤務時間 1日8時間以内（休憩時間を除く）
- (3) その他 勤務時間や始業終業時刻及び休日（週2日）は、運営状況により変動することがあります。
- (4) 休 暇 年次有給休暇あり（1年目は10日、2年目は11日、3年目は12日を付与）

※ 2年目以降は前年の残日数が加算されます。

6. 雇用形態・期間

- (1) 遠別町地域おこし協力隊として遠別町長が委嘱し、「遠別町地域おこし協力隊支援業務」の受託事業者が雇用します。
※ 町との雇用関係はありません。
- (2) 委嘱期間は、委嘱日から令和9年3月31日までとします。なお、委嘱後1年を超えない範囲において、遠別町長が委嘱更新の判断をします。
※ 原則、委嘱期間は最長で3年間です。
- (3) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当した場合など、協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、任期中であってもその任用を取り消します。

7. 給与・報酬等

月額291,000円程度

- ※ 月途中で採用された場合は、日割り計算となります。また、上記から税、社会保険料等の自己負担分が差し引かれます。

8. 待遇・福利厚生

- (1) 健康保険等に参加（健康保険、雇用保険、労災保険等）
- (2) 協力隊用住宅（2DK）あり。
- (3) 住宅料及び生活備品は自己負担となります。
- (4) 活動に係る消耗品・備品等は、「遠別町地域おこし協力隊支援業務」委託料の範囲内で負担し、支給もしくは貸与できます。
【例】・活動に要する自家用車の借上費（燃料費含む）
・活動旅費等移動に要する経費
・作業道具、消耗品等に要する経費 等
- (5) 上記以外の経費は自己負担となります。
【例】住居に係る光熱水費、個人の電話等の通信費、任用期間中の生活費
- (6) 業務に支障が無い範囲において、定住に繋がる又は地域住民から頼まれる仕事に従事する場合は、協議の上、通常業務時間外での兼業が認められます。
- (7) 町内で起業又は事業承継する場合は、遠別町が定める支援補助制度等がありますので、別途ご相談ください。

9. 応募方法

- (1) 募集期間 募集開始日から募集定員に達するまで
 - (2) 提出書類
 - ① 遠別町地域おこし協力隊応募用紙
※ 様式は遠別町公式HP等からダウンロードできます。
 - ② 現住所の住民票抄本 1通
- ※ 必要事項をご記入の上、ご郵送願います。提出書類は返却いたしません。

10. 選考

応募書類到着後、町から通知する日程において、面接試験を実施いたします。

※ 特別な事情により来町できない場合はオンラインにより実施いたします。

11. その他

募集に関する質問は、任意様式によりFAX又は電子メールで受付いたします。

なお、回答はFAX又は電子メールでお送りしますので、質問書にFAX番号及びメールアドレスをご記載願います。

★ お問合せ先／応募用紙提出先

下記の連絡先どちらでも受付いたします。

- (1) 遠別町役場 まちづくり推進課企画振興係
〒098-3543 北海道天塩郡遠別町字本町3丁目37番地
TEL：01632-9-7772
FAX：01632-7-3695
E-mail：kikaku@town.embetsu.hokkaido.jp
- (2) 移住交流支援センター NPO法人えんおこ
〒098-3543 北海道天塩郡遠別町字本町2丁目移住交流支援センター内
TEL：01632-9-7151
FAX：01632-9-7152
E-mail：info@en-oko.com



ご応募お待ちしております！@移住交流支援センター事務所